

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
担 当 課	和名ケ谷クリーンセンター

契約業者名・住所	(株) 日立産機システム 千葉サービスステーション 習志野市東習志野 7 丁目 1 番 9 8 号
工事等の名称	和名ケ谷クリーンセンターインバータ等点検整備業務委託
工事等の場所	松戸市和名ケ谷 1 3 4 9 番地の 2
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 6 月 3 0 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	4,400,000 円
工事等の概要	インバータ等の制御機器の点検整備を行う
随意契約の理由	和名ケ谷クリーンセンターでは、省エネルギー等の観点から多くの重要な機器でインバータ制御方式が採用されております。 このインバータ制御方式は、インバータによりファン・モーター類に供給する電気の周波数を任意に変更させることで、ファン・モーター類の回転制御が可能となります。 対象機器は、誘引通風機等のインバータであり、本機器が故障すると、焼却炉が停止することに加えて、機器が受注生産であることから、納品までに数ヶ月がかかるため、その期間は焼却炉が稼働できないこととなります。 このため、本委託を実施するに当たり下記の要件を満たす必要があります。 ① 制御するファン・モーター類の制御応答性及び安定性が最優先されるため、本インバータと同等以上のインバータの設置及びメンテナンス実績が豊富であること。 ② 中央制御室の分散型制御システム (DCS) から入力信号を受け取り、制御後の出力信号を、DCS にフィ

	ードバックさせることから、相互のシステムを熟知していること。 ③ 現有設備の詳細について把握していること。 以上の条件から、本市のごみ処理に影響がないよう実施するためには、当設備を設置した業者である株式会社日立産機システム以外の者での実施は不可能でありますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、随意契約として本業者を選定するものです。
--	--